

「通省」再考

佐々木 研太

1

西周期の周王の当為に関わる語彙の一つに「通省」がある。この熟語は、今に伝わる文献資料にはみえず、ただ金文に、それも今のところ3つの青銅器（大孟鼎・虢鐘・晋侯蘇鐘）の銘文に確認できるのみである。すなわち、

大孟鼎「我其通省先王受民受疆土」

虢鐘「王肇通省文武墓（勤）疆土」

晋侯蘇鐘「王窺（親）通省東或南或」

とあるのがそれである。虢鐘（260⁽¹⁾）は伝世器であるが、大孟鼎（2837）は清道光初年の出土と伝わり、晋侯蘇鐘も1996年に紹介された、いちおうは発掘器である⁽²⁾。

晋侯蘇鐘が出現する以前、すなわち大孟鼎と虢鐘の「通省」については、2通りの解釈があった。ひとつは従う・手本にする意で、もうひとつは巡視する・巡察する意である。前者の解釈では、「通省」は「先王・文武」を目的語とし、後者の解釈では直接には「疆土・疆土」を目的語とするという違いがある。すなわち、「通省」の解釈は、「通省」に後続する名詞句をどのように考えるかということとも密に関わるのであるが、この長年の議論に終止符を打つことになったとみなされているのが晋侯蘇鐘の銘文である。

晋侯蘇鐘の銘文では「通省」の目的語が「東国・南国」であることは疑いようがないから、「通省」の意が従う・手本にするであるはずではなく、巡察する意とするしかない。すなわち、晋侯蘇鐘の「王親通省東国・南国」とは、周王みずから東国と南国とを巡察したと理解しなければならないのである。このように、晋侯蘇鐘の出現によつて、「通省」を巡視する・巡察する意とする見解は確たる証左を得たと考えられている⁽³⁾。

しかし、私は、晋侯蘇鐘の銘文に基づいて「通省」を巡視する・巡察する意とすることにいささかのためらいを覚えるものである。というのは、上述したように、通省は周王の当為に関わる語であり⁽⁴⁾、このことは、大孟鼎・虢鐘・晋侯蘇鐘の銘文によって、通省の主語がつねに王その人であることからも明らかのことである⁽⁵⁾。したがつて晋侯蘇鐘の銘文のように、通省に「親」字を冠する必要は全くない。そうであるにも拘わらず、「周王が“みずから”通省した」という文言を鐘に刻んだということは、この銘文を草した者も、また器主も「通省」を必ずしも周王の当為とは考えていなかった、あるいはそうとは知らなかつたということを示唆する。さらに、西周金文では動詞「至」の到着点を必ず介詞によって導く⁽⁶⁾が、晋侯蘇鐘の銘文では、

王至于冀

王至于虢城

王至晋侯蘇師

王至淖列

とあるように、介詞を用いたり用いなかつたりするなど、不安定な表現が散見する。こういった現象と、晋侯蘇鐘の銘文は「少なくとも三種類の原資料から転写されたものである⁽⁷⁾」という見解とを考え合わせるならば、晋侯蘇鐘の銘文に「至十于+到着点」という表現と「至+到着点」という表現とが混在したり、大孟鼎や虢鐘にあつた「先王・文武」といった文言がなかつたりするのも、転写の過程で、介詞の「于」や「先王・文武」といつ

たことばを誤脱した可能性をまったく排除することはできないであろう。

このように晋侯蘇鐘の銘文にやや信を置くことのできないところがある以上^⑧、晋侯蘇鐘の銘文を絶対の根拠として導き出した「通省」の理解に全面的にしたがうことはひとまず留保するべきであると思う。そこで、この小文では、銘文については十分な検討を経てきたはずの大孟鼎・鈸鐘に立ち戻って^⑨、とくに従来あまり注目されることのなかった鈸鐘の「敢」字の用法から「通省」の意味を考えて、その目的語が通説のように「疆土」ではないことを明らかにし、さらに大孟鼎の銘文の性格を考慮しつつ、「通省」以下の文について別解を提示しようと思う。

2

鈸鐘の銘文と大孟鼎の銘文とを見比べると、両者の文構造はみごとに同一であることに気がつく。すなわち、

鈸 鐘…王+通省+文武+勤+疆土

大孟鼎…我+通省+先王+受+疆土

のように、いずれも、

主語(王・我) + 通省 + 名詞(先王・文武) + 動詞(勤・受) + 疆土

という要素に分解できるからである。このように文構造が共通するのであれば、両者の「通省」もまた同義であると考えてよい。すなわち、「通省」は、従う・手本にする意か、あるいは巡視する・巡察する意か、のどちらかであって、たとえば、香港中文大学人文学科研究所の運営するウェブサイト「漢語多功能字庫」が、「通、表示遵循・倣效」といって孟鼎（大孟鼎）の銘文を引き、また「省、表示巡視・観察」といって宗周鐘（鈸鐘）の銘文を引くというようなことはあり得ない、というのが私の立場であり、許偉建編撰『上古漢語詞典』^⑩が、「通省、西周金文恆語。遵循」とし、用例として大孟鼎・宗周鐘（鈸鐘）の銘文を引いて、それぞれ、

我遵循先王之道治民治疆土。

私は先王のやり方に従って民を治め領土を治めた。

厲王遵循文王・武王之道勤勉于治理疆土。

厲王は文王・武王のやり方に従って領土を治めることに努めた。

と訳すのは、解釈にプレがなく、私はこうでなければならないと考えるのである。

とまれ、これまで「通省」に2通りの解釈があったのは、『爾雅』が2つに分類した「通」の字義の一方に基づいて「通省」という熟語を理解しようとしたからに他ならない^⑪。すなわち、

通、循也。（釈詁）

通、述也。（釈言）

とあるのがそれである。「述」はしたがう・継続する意であるが、厄介なのは「循」には“めぐる”と“したがう”の2つの意味があることで、同じように「通、循也」を根拠としても、めぐる意で引用する者もあれば、したがう意で引用する者もいるのである^⑫。したがって、部分的な訓詁に基づいて「通省」を解釈することは、もはや手詰まりとなっていると考えるべきである。

そこで改めて、銘文の文意に基づいて「通省」を解釈しようとするとき、最も有効な情報提供するのが、厲王の自作器とされる鈸鐘の銘文である。考察の都合上、句点のみを施し、通用字で引用すれば以下のようである。すなわち、

王肇通省文武勤疆土。南国及子敢陷处我土。王臺伐其至撲伐厥都。及子迺遣間来逆邵王。南夷東夷具見廿有六邦。……

とあり、引用部分の内容は、おおよそ、王朝内に侵入した外族（南国の良子）を厲王が自ら征討しこれを服従させたというもので、この銘文を解釈するに際しては、王自身の行為である「通省」と、外族の侵入、それに対処した王の軍事行動とが密接に関連していることに注目しなければならない。王朝内に侵入し王朝の安寧を紊乱した者を征討するのが王朝を統べる王の当為であることは言うまでもない。では、厲王は外族である南国の良子の侵入それ自体をどのように考えていたのであろうか。

西周時代、王の周辺では、外族の侵入は天が降した災禍であると考えたようである。同じ厲王期の禹鼎（2833）に⁽¹³⁾、

禹曰「……烏乎哀哉。用天降大喪于下或国、亦唯鄂侯駿方率南淮夷・東尸夷、広伐南国・東国、至于歷内」。

禹曰く「……烏乎あ、哀しいかな。天、大喪を下国に降すを用て、亦た唯れ鄂侯駿方、南淮夷・東夷を率みて、南国・東国を広伐し、歷内に至れり」と。

とあり、天が禍を王朝に降したために鄂侯が南淮夷・東夷といった外族を率いて王朝に侵入したと悲嘆しているのがその明証である。当時のこのような観念と関連して注目したいのが、鈇鐘に「南国良子敢陥處我土」とある「敢」字である。この「敢」は動詞を修飾し、自分の行為に冠すればその行為をつつしんで行うという謙讓のニュアンスであるが、他者の行為に冠した場合にはその行為を非難する意図がある。たとえば、師寰殷（4313）に、周王のことばとして、

淮夷繇我貢晦臣。今敢博厥衆、假反工吏、弗速東国。

淮夷は繇^{もと}は我が貢晦（朝貢する）の臣なり。今敢へて厥の衆を博^おし、假^あへて〔王室が派遣した〕工吏^{やく}を〔追い〕返し、〔我が周王朝の〕東国に速^お（上納する）めしめず。

とある。「繇」と「今」との対比で明らかなように、周王は淮夷の変節を目の当たりにし、変節した淮夷の行為にことさらに「敢」字を冠しているのであるから、白川静『字通』が、

金文の〔𠂔𠂔𠂔〕に「淮夷、敢て内国を伐つ」とあるのは、本来あるべからざる行為を、敢てなすことをいう。（198頁）

というように、周王からすれば、もともと朝貢の臣であった淮夷の、「厥の衆を博し」、「工吏を返し、東国に速めしめず」という「今」の行為は「本来あるべからざる行為」に他ならないのである。また、武振玉も、「“意志”類助動詞」として「敢」をとりあげ、

古漢語中的“敢”主要有兩類用法。一類用于有所請求的場合表示謙虛、含有“冒昧”義。一類表示“胆敢”義。

といい、後者の事例として、𠂔𠂔𠂔の銘文と駒父盃（4464）「我乃至于淮、小大邦亡敢不収具（俱）逆王命」とを引き、

就具体内容言、……說的是外敵入侵一類事。

という⁽¹⁴⁾。師寰殷・𠂔𠂔𠂔・駒父盃の「敢」が、外族の侵入を「胆敢（厚かましくも）」と非難したものであることは疑いない。

このような「敢」の用法は、伝世文献にも見える。たとえば『尚書』多士に、

王若曰「爾殷遺多士。弗弔旻天、大降喪于殷。我有周佑命、將天明威、致王罰、敕殷命終于帝。肆爾多士、

非我小国敢弋殷命、惟天不畀。允罔固亂弼我。我其敢求位。惟帝不畀。惟我下民秉為、惟天明畏」。

王若曰く「爾、殷の遺せる多士よ。弗弔なる旻天は、大いに喪を殷に降せり。我が有周は〔天〕命を佑（=有）し、〔その〕天の明威を将もて、〔殷に〕王罰を致し、殷命の終りしを帝に敕げたり。肆ゆに爾多士は、我が小国、敢へて殷命を弋ると非ざるも、惟れ天〔が殷に命を〕畀へざるなり。〔天は〕允まに固（=止）むこと罔く乱もて我〔が周〕を弼く。我は其れ敢へて〔王〕位を求める。惟れ帝〔が殷に王位を〕畀へず。惟れ我が下民の秉為は、惟れ天の明畏なり」と¹⁵⁾。

とあるのがそれである。周知のように、克殷前の周は、殷王に付き従う一小国であった。殷に従属していたはずの周が一方的に、天命が殷から周に革まったと標榜して殷王朝を転覆し、新たな統治者となったのであるから、殷の遺民からみれば、周が「殷命を弋」ったことは「本来あるべからざる行為」以外の何物でもない。したがつて、殷の遺民が周を「敢へて殷命を弋ると非る」のも無理からぬことなのである。

以上の理解に基づいて、改めて獸鐘の「南国良子敢陥處我土」という銘文をみれば、厲王は南国の良子の「陥處我土」を「本来あるべからざる行為」とみなしていたと考えなければならない。すなわち、禹鼎にみえるように外族の侵入を天の降した災禍と考えて、自身の政治の不備を省み外族に侵入された王朝の不幸を嘆くのではなく、厲王はむしろ「敢」字を付すことによって王朝に侵入した南国の良子を積極的に非難する立場を明確にしているのである。厲王がそのように認識し、またそのように表明できたのは、厲王が「肇通省文武勤疆土」と自負していたからであったと考えねばなるまい。

このように、獸鐘の銘文においては、「通省」の語と、外族の侵入を「本来あるべからざる行為」とみなし、王朝に侵入した外族を王の当為として征討することとが明確に関連することを確認したうえで、多くの研究者がそう考えるよう、「通省」が「疆土」を対象とした行為であるとすれば、上に引いた獸鐘の銘文は、厲王は先王の文王・武王が銳意經營した国土を「通省」したが、ことあろうに南国の良子が侵入し王朝内に居座ったので、厲王がみずから征討しこれを服従させたということになるだろう。「通省」の目的語が「疆土」である以上、「通省」の語意は必然的に巡察する意となる。

しかし、もしそうであるならば、以下のような疑念が生じる。すなわち、国土を巡察し王の武威を示しながらも、外族の侵入を許したという現実は、むしろ王みずから自身の無力を示したこととなり、結果として外族を王朝から駆逐し屈服させたにせよ、また「敢」字によって外族を非難しようとも、王の権威の失墜は免れず、以後の統治に少なからず支障を来したことであろう。こんな統治上の不首尾を王が祖先を祀るための自作器に銘文として鋳込むとは到底考えられないである。

とすれば、「通省」とは、王が南国の良子の行為を「敢陥處我土」と言って非難しても、それをもっともなことと王朝内の人びとが受け容れられるような王の態度・姿勢でなければならない。このように考えてくると、「通省」の語義は従う・手本とする意が適当であることがはっきりする。すなわち、「通省」は「文武」を対象とした行為であり、先王たる文王・武王を範とし、その政治に従うということなのである。文王・武王に準拠した統治を行っている以上、天に災禍を降される事由はない¹⁶⁾。それは、天が殷に代わる新たな統治者としての命を授けたのが文王であり、その受命の事実に基づいて殷周革命によって周王朝を興したのが武王であるからである。文王・武王の事業に則って王朝の經營に精進してきたと自負する厲王にとって¹⁷⁾、南国の良子が侵入し王朝内に居座ったことは天の降した災禍などではあり得ず、外族による「本来あるべからざる行為」でしかなかったのである。かつ、文王・武王の事業に則って王朝を統治してきたとアピールすることによって、王朝内の人びとにも外族の侵入を「本来あるべからざる行為」と納得させることができ、外族征討軍の士気をも大いに高めしたことであろう。こうして王朝に侵入した外族を駆逐し屈服せしめたことはまた、王の統治能力の発揚であると同時に、厲王自身が文王・武王の統治に準じて国土を治め維持しようとしていることを体現するものであったのである。

このような現王たる厲王の統治の卓越性を謳ったものとして鷹鐘の銘文をみれば、引用部分は、

王肇通省文武、勤疆土。南国良子敢陷处我土。王臺伐其至撲伐厥都。良子迺遣間、來逆邵王。南夷東夷具見、廿有六邦。

と句読し、

王は肇めて文〔王〕・武〔王〕に通省し⁽¹⁸⁾、疆土を勤む。〔しかるに〕南国の良子は敢へて我が土^{くに}に陥處（いすわる）す。王、臺伐（せめうつ）して其れ至り厥の都を撲伐す。良子は迺ち間を遣はし、來たりて王を逆邵す⁽¹⁹⁾。南夷・東夷の具して〔王に〕見ゆるは、廿有六邦なり。

と訓むべきであると思う。「王は肇めて文・武に通省し、疆土を勤む」とは、上引の『上古漢語詞典』が訳すように「厲王遵循文王・武王之道勤勉于治理疆土（厲王は文王・武王のやり方に従って領土を治めることに努めた）」ということである。

もとより、この句読は、銘文の韻讀とも齟齬しない。たとえば王国維は、鷹鐘の銘文を、

王肇通相文武肇疆○南國服孳敢陷虐我○王臺伐其至戮伐厥都○魚部

と韻讀する⁽²⁰⁾。韻字と断句とは対応するものであるから、やはり鷹鐘の銘文は上のように断句するのが適當であるということになるだろう。

3

したがって、鷹鐘の銘文と同じ文構造の大孟鼎の銘文もまた、

我其通省先王、受民、受疆土。

と句読するべきであるということになる。ただし、この文を断句そのままに、

私は其れ先王に通省し、民を受け、疆土を受く。

と訓むのが最も適當であるか否かはなお検討を要する。というのは、鷹鐘の「通省」が、王朝内に侵入し居座つた南国の良子を非難し、結束してこれを撃退するよう下令する周王の正当性を顯示する語であったように、大孟鼎の「通省」も、周王の行為が正当なものであることを示す語として銘文中に位置していることを確認しておかなければならないからである。

大孟鼎の銘文は、西周中期以降の、いわゆる冊命金文の定型とは異なるものの、黎明期の冊命儀礼を伝えるものであると考えてよい。いま「通省」を含む王の発言をできるだけ通用字で引用すれば以下のとおりである。すなわち、

孟、迺紹夾死嗣戎、敏諫罰訟、夙夕紹我一人^蓋四方。零我其通省先王受民受疆土。賜汝鬯一卣・冕・衣・軾・鳥・車馬。賜乃祖南公旅、用遷。賜汝邦司四伯、人鬲自馭至于庶人六百又五十又九夫。賜夷司王臣十又三伯、人鬲千又五十夫。祿畢遷自厥土。

とあるように、孟への下賜を述べる前段として「我其通省先王受民受疆土」の文のあることがわかる。まず、王は「迺ち戎（軍隊）を死嗣（おさめる）し、罰訟を敏諫（すばやくする）を紹來（たすける）し、夙に夕に我一人の四方を^蓋まるを紹^{けよ}」と孟に下命する。以下に列挙する孟への下賜品は、王の単なる恩恵であるというよりも、孟がこの王命を履行するにあたって必要となるものであったと考えるべきである。具体的な指示とともに、その指示の履行を担保する物品を孟に与える行為が正当なものであることを示すために「我其通省先王受民受疆土」の文があると考えれば、鷹鐘の「通省」がそうであったように、この「通省」も文王・武王といった「先王」を範としてそのやり方に従うということであるから、ここの「受」は「さずかる」ではなくて「さずける」の意でなければなら

ず、「我其邇省先王受 (授) 民受 (授) 疆土」とは先王が臣下に民を授け疆土を授けた、そのやり方に自分は従うということにはかならない。したがって、もちろん上に示した句読にしたがって、

我は其れ先王に邇省し、民を授け、疆土を授けん。

と訓んでもいいが、文意からすれば、

我は其れ、先王の、民を授け疆土を授けしに邇省す。

と訓むのがより適当であると思う。すなわち、先王が行った賜与の形式に依拠して、いま私はおまえに物品を賜与するということなのである⁽²¹⁾。

このような先王を範としそのやり方に従うという意識は、やはり大孟鼎に、

今我隹即井 (型) 壴 (稟) 于攷王正德、若攷王令 (命) 二三正。

今、我は隹れ即きて文王の正徳に型稟 (のっとる) し、文王の二三正に命じせしが若々くせん。

とあり、文王の政治のやり方を範としそれに従うという王の発言にもはつきりと現れている。王がこのように先王 (文王や武王) を範とし先王の政治に従うことを宣暢するのは、

令 (命) 女 (汝) 孟井 (型) 乃嗣且 (祖) 南公。

汝孟に乃ちの嗣ぎし祖の南公に型づるを命ず。

とあるように、王が孟に対し、祖先たる南公を手本とするよう命じることの根拠となるものであったのである。すなわち、王自身が祖先たる先王に従うように、臣下もその祖に従わなければならないという論理構造である。この論理は臣下にも受け入れられていたようで、たとえば、西周中期 (孝王期) の瘞が作器した鐘 (247~250) には、

瘞曰「丕顯高且亞且文考克明厥心、疋尹[䷂]厥威義、用辟先王。瘞不敢弗帥且考。」

瘞曰く「丕顯なる高祖亞祖文考は克く厥の心を明らかにし、尹[䷂]の厥の威義を疋^すけ、用て先王に辟^かふ。」

瘞も敢へて祖考に帥^かはばんばあらず」と。

とあり、殷 (4170~4177) にも、

瘞曰「[䷂]皇且考嗣威義用辟先王。不敢弗帥用夙夕」。

瘞曰く「[䷂]皇なる祖考は威義を嗣^おめ、用て先王に辟^かふ。〔わたくしも〕敢へて夙夕に〔祖考に〕帥用 (ならう) せばんばあらず」と。

とあって、これらの銘文では、臣下みずから祖の業にならいそれを継承すると表明しているのであるから、西周中期には、王も臣下も、それぞれの祖を手本とするという論理を共有していることが明らかである。

この共通認識を基盤とし、大孟鼎に現れた論理を積極的に援用したのが、鉢鐘の作器者とされる厲王である。西周後期の厲王の自作器に、先王に準拠することを謳うもの多いことがその明証である。すなわち、鉢殷 (4317) に、

王曰「有余隹 (雖) 小子、余亡康晝夜、[䷂]雄 (擁) 先王、用配皇天。」

王曰く「有^あ、余は小子なりと雖も、余は晝夜を康^{むか}しくする亡く、先王に[䷂]擁 (のっとる) し、用て皇天に配す」と。

といい、また五祀鉢鐘 (358) に、

余小子肇嗣先王、配上下。

余小子、肇^{シメテ}先王を嗣ぎ、上下に配す。

とあるように、厲王は自身の治政において先王すなわち文王・武王を範として従う姿勢を前面に押し出していたことがわかる。それは、そうすることによって、自身の王たるの地位の安定と円滑な統治とを目論んだからであろう。換言すれば、自身の政治を正当づけるために、厲王は先王のやり方に従うことを自作器で表明したのであろう。であれば、この態度はまったくの方便にすぎない。

すでに述べたように「通省」の語は康王期の大孟鼎に現れて以降、1世紀以上を経た厲王期の虢鐘・晋侯蘇鐘に至るまでその用例をみない。大孟鼎の「通省」は、王朝創業以来の社会変動がそれなりに落ち着いた康王期にあって、君であり臣であるという現在の社会的位置は、祖を媒介としたものであることを認識させる語彙であったが、やがて祖の業を受け継ぐことによって君臣間の関係が維持されていることを互いに諒解するようになれば、王自身がことさらに「先王（文王・武王）に通省する」と標榜する必要はなくなる。これが1世紀以上、銘文に「通省」の現れない理由の一つであると考えてよい。そうであるにせよ、厲王が「通省」の語を銘文に使用したのは、そうする必要が厲王にあったと考えるべきである。上引のとおり厲王はさまざまな表現で先王に倣う姿勢を示しているが、自身の政治が文王・武王の統治を受け継いだものであることを最も強くアピールできると考えたものこそ、大孟鼎にも記された康王のことばに現れる「通省」の語であったのだろう。「通省」の語を銘文に使用することはまた、副次的に、安定した世を現出した康王にしたがうことにもなるからである。

4

すでに、武振玉が「“承継”類動詞」というカテゴリーで「表示“遵循・效法”義」の動詞を集成している⁽²²⁾が、ここに「通省」の語は含まれていない。このことは、「通省」を巡視する・巡察する意とする理解が研究者にかなり浸透していることを裏づける。しかし、私は、上に検討を重ねたように、少なくとも虢鐘や大孟鼎の「通省」については、顧みられることのなくなった「従う・手本にする」という語義こそが最も適当な解釈であると考えるものである。

註

- (1) 青銅器名に付す数字は、中国社会科学院考古研究所編『殷周金文集成（修訂増補本）』（中華書局、2007年）の番号である。以下同じ。
- (2) 馬承源「晋侯蘇編鐘」（『上海博物館集刊』第7期、上海書画出版社、1996年）を参照。
- (3) 陳双新「金文新积三則」（『古漢語研究』2002年第2期）中の「釗“通省”」が近年の代表的な見解である。また、商豐鈞『西周軍事銘文研究』（華南理工大学出版社、2013年、270頁）を参照。日本では、齋藤加奈「釗述」（立命館大学白川静記念東洋文字文化研究所『漢字学研究』第2号、2014年）が「通」字・「省」字の用例を取り上げて、「金文の事例を見ると、通省という形で王の巡察を表す」（133頁）という。また、松井嘉徳『周代国制の研究』（汲古書院、2002年、37頁）を参照。
- (4) というより、「通省」は周王の当為としてのみ用いる語、極言すれば王専用の語である。したがって、馮時「周初二伯考—兼論周代伯老制度」（『中原文化研究』2018年第2期、28頁）が「“通省”即天子巡守之制」といい、通説のように通省を巡守の意とするものの、その行為を天子に限定して、「金文凡通省事必由天子親

為」というのは正しい。

- (5) 大盂鼎の「我」は「王曰く」とある王の発言のなかに現れる一人称である。
- (6) このことは、拙稿「遷鄭廟考」（『日本秦漢史研究』第21号、2020年）に少しく述べた。
- (7) 吉本道雅「西周紀年考」『立命館文学』第586号、2004年、61頁。
- (8) だからといって、必ずしも偽銘であると考えているわけではない。
- (9) 鼎鐘の紋様には不審な点があり器の真贋を疑うべきであると仄聞したことがあるが、今はこの問題に深入りしない。鼎鐘についてそのような疑念が生じるのは、厲王が彘に出奔する際に持ち出した彝器を、諸侯（晋）がコピーした模造品の一つであるからかもしれない。
- (10) 吉林文史出版社、1998年、328頁。
- (11) なお、「省」字は、『爾雅』釈詁に「察也」とあり、また『説文』卷四に「視也」とあるように、「みる」意で一致する。通省の「省」はとくに「かえりみる」の謂いであろう。周知のように、「通正」の語が小克鼎（2796～2802）「王命善夫克舍令于成周通正八自之年（王、善夫克に命じ、命を成周に舍き八師を通正せしむるの年）」とみえるが、通省と違い、通正は王がみずから行った行為ではない。また、「省」が過去へのまなざしであるのに対して、「正」は眼前の対象を規整することをいう。
- (12) たとえば、前掲陳氏論文は“めぐる”意で引き、凡国棟編著『金文讀本』（鳳凰出版社、2017年、注〔三三〕、75頁）は“したがう”意で引用する。
- (13) 禹鼎の断代については、徐中舒「禹鼎的年代及其相關問題」（初出1959年。『徐中舒歴史論文選輯』中華書局、1988年、994頁以下）の見解に従う。
- (14) 武振玉「両周金文助動詞釈論」『殷都学刊』2008年第4期、116頁。
- (15) 加藤常賢『書經（上）』（新釈漢文大系第25巻、明治書院、1983年、253頁）の訓説に基づく。
- (16) 厲王が天から災禍を降されたと考えていないことは、鼎鐘の後文に「隹皇上帝百神、保余小子、朕猷又成、亡競（隹皇上帝百神は、余小子を保んじ、朕が猷は成る有りて競ふ亡し）」とあって、厲王自身がこの度の軍事行動の成功は天帝・百神のご加護であると述べていることからも明らかである。
- (17) 実際は、後述するように、統治の方便として、文王・武王の事業に則って王朝の經營に精進してきたとアピールしているのである。
- (18) 劉桓は鼎鐘を前853年に編年して、銘文の記事は「𠀤伯殲父簋紀年知此為厲王二十六年事」という。劉桓「西周金文曆譜述略（下篇）」（『北方論叢』2015年第5期、11頁）を参照。もしこの見解が正しいなら、肇字を「ながク」と読むことにもそれなりの理があることになる。
- (19) この訓は、高島敏夫「金文に見る古代語の文字表現（二）—「限定符」を付加した文字表現」（『立命館白川静記念東洋文字文化研究所紀要』第15号、2022年、3頁）に基づく。
- (20) 王国維「両周金石文韻説」『王国維遺書』第6冊、上海古籍書店、1983年。
- (21) 韵説とは翻譯してしまうが、鼎鐘の銘文も「文武勤疆土」の句全体を「通省」の目的語と考え、「王は肇めて文・武の疆土を勤めし〔政治手法〕に通省せり」と訓むことも可能であろう。
- (22) 武振玉「両周金文“承継”類動詞試論」『社会科学輯刊』2010年第6期、256頁。